

○緑水園体育施設条例

昭和58年10月7日

津山圏域衛生処理組合条例第1号

改正 平成3年10月30日条例第5号

平成6年3月29日条例第1号

平成9年3月27日条例第2号

平成26年2月1日条例第1号

平成31年3月1日条例第3号

令和2年10月21日条例第1号

(目的及び設置)

第1条 津山圏域衛生処理組合（以下「処理組合」という。）のし尿処理施設建設に伴い、周辺の環境整備を図るため、体育施設（以下「施設」という。）を津山市に設置する。

2 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
緑水園文化体育館	津山市川崎373番2
緑水園小グラウンド	津山市川崎443番1

第2条 施設について、次に掲げる行為をしようとするときは、処理組合の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 施設等の利用
- (2) 物品の販売及びこれに類する行為
- (3) その他処理組合が別に定める行為

2 処理組合は、次の各号のいずれかに該当するときは前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公共の秩序を乱し又は善良の風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 施設等を損傷するおそれがあるとき
- (3) その他施設の管理上不適当と認めるとき

3 処理組合は、体育施設の管理上必要な範囲で第1項の許可に条件を付することができる。

できる。

(行為の制限)

第3条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可に係る行為以外の行為をしてはならない。

2 利用者は、施設を改造し又は新たに施設又は設備を設けてはならない。ただし、処理組合の許可を受けたときはこの限りでない。

3 前項の処置に要する費用は、すべて利用者の負担とする。

(許可の取消等)

第4条 処理組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項の許可を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の利用を中止させることができる。ただし、このために利用者に損害を生じることがあっても、処理組合はその責任を負わない。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく処理組合規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき

(2) 第2条第3項の条件に違反したとき

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき

(4) その他処理組合が特に必要と認めるとき

(使用料)

第5条 利用者は、別表の規定により算定した額を使用料として納付しなければならない。

2 使用料は前納とする。ただし、管理者が別に納期を定めたときはこの限りでない。

3 管理者は特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

4 納付した使用料は返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき、その他管理者が相当の理由があると認めるときはこの限りでない。

(損害賠償)

第6条 利用者は、利用中に施設の設備をき損し又は滅失したときは、何人がなしたにかかわらず処理組合の算定する損害額を弁償しなければならない。ただし、処理

組合においてやむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。

(原状回復義務)

第7条 利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第4条の規定により利用の許可を取り消され、又は利用を中止されたときも同様とする。

(利用権の譲渡禁止)

第8条 利用者は、施設の利用権を他人に譲ってはならない。

(管理等の委託)

第9条 施設の管理運営については、管理者が適当と認める公共団体又は公共的団体に委託することができる。

(その他)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、処理組合が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成3年10月30日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成3年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の緑水園体育施設条例第5条に規定する使用料は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けたものについて適用し、同日前に使用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。

付 則 (平成6年3月29日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の緑水園体育施設条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用許可を受けたものに係る使用料の算定について適用し、施行日前に使用許可を受けたものに係る使用料の算定については、なお

従前の例による。

付 則（平成 9 年 3 月 2 7 日条例第 2 号）

- 1 この条例は，平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の緑水園体育施設条例第 5 条に規定する使用料は，この条例の施行日の日以後に使用の許可を受けたものについて適用し，同日前に使用の許可を受けたものについては，なお従前の例による。

付 則（平成 2 6 年 2 月 1 日条例第 1 号）

- 1 この条例は，平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の緑水園体育施設条例第 5 条に規定する使用料は，この条例の施行日の日以後に使用の許可を受けたものについて適用し，同日前に使用の許可を受けたものについては，なお従前の例による。

付 則（平成 3 1 年 3 月 1 日条例第 3 号）

- 1 この条例は，平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の緑水園体育施設条例第 5 条に規定する使用料は，この条例の施行日の日以後に使用の許可を受けたものについて適用し，同日前に使用の許可を受けたものについては，なお従前の例による。

付 則（令和 2 年 1 0 月 3 0 日条例第 1 号）

- 1 この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の緑水園体育施設条例第 5 条に規定する使用料は，この条例の施行日以後に使用の許可を受けたものについて適用し，同日前に使用の許可を受けたものに係る使用料の算定については，なお従前の例による。

別表（第5条関係）

区 分			金 額 (1時間につき)
緑水園文化体育館使用料	体 育 館	アマチュアスポーツ	600円
		営利宣伝を目的としなない催物	2,200円
		そ の 他	22,000円
	会 議 室	大 会 議 室	600円
		小 会 議 室	270円
緑水園小グラウンド使用料	営利宣伝を目的とした催物		4,570円
	そ の 他		無 料

## 備考

- 1 利用時間の1時間未満の端数は、1時間とする。
- 2 施設の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 3 入場料を徴収する場合は、最高入場料（税込み）に百を乗じて得た額を加算する。